

第 2 編 災害予防対策計画

第1章 町土保全事業

第1節 水害対策

1 方針

水害を防止するため、必要な事業の施行、施設の整備その他の予防対策に関する計画を定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部、みどり共創部

総合支庁

山形河川国道事務所、新庄河川事務所、最上川ダム統合管理事務所

西村山地方森林組合

西川町土地改良区

3 現況

(1) 本町の概要

町内を貫流する寒河江川は、朝日山系を源とする根子川・見附川の合流点よりその端を發する。途中、大桧原川、四ッ谷川等の支流を集め、東北最大の人造湖「寒河江ダム」を形づくり、さらに最上川へと流れはつづく。

寒河江ダムの完成により下流における洪水の危険性は薄らいではいるが、上流山岳地帯の降雨量いかんによっては、護岸の決壊、洪水等により大きな被害が発生するおそれがある。

4 対策の内容

(1) 水害予防体制の強化

① 気象情報の把握

山形地方气象台及び山形県河川砂防情報システムの情報を基に、河川上流地域の降雨等気象状況の把握に努める。

② 河川管理体制の強化

町内を貫流する河川の全流域について、国、県と連絡を密にし、河川巡視員によるパトロール等を実施することにより、一貫した河川防災体制の強化を図るものとする。

③ 危険区域の巡視

水害による危険性を事前に察知し災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を水防団その他関係機関及び一般地域住民の協力のもとに巡視し、警戒にあたるものとする。

④ 水防資機材の整備

町は、災害時の水防に万全を期するため適宜水防資機材の整備を図り、常に使用できるよう整備を行うものとする。

(2) 水害予防対策事業の推進

① 治山対策事業

森林は、梅雨期の降雨、融雪期の増水等に対して災害を未然に防止する役割を担っている。従って、森林の維持造成をとおして、山地の保全を拡充強化し、下流農耕地、民家、公共施設等を保全するため、治山対策事業を推進するものとする。

② 治水対策事業

ア 河川事業

国及び県の関係機関と連絡を密にし、寒河江川を中心とした町内河川の洪水被害を防止するため、河川事業を推進するものとする。

イ 砂防事業

土砂災害の未然防止を図るため、砂防えん堤、流路工を築造し、土砂流下の防止と調節を図り河床を安定させる等、砂防事業を推進するものとする。

ウ 農地防災事業

農用地および農業用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて地域の保全を図るため、農地防災事業を推進するものとする。

エ 洪水氾濫による被害の軽減に資する取り組み

気候変動による影響を踏まえ、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等と連携し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取り組みを推進ための密接な連携体制を構築する。

第2節 土砂災害対策

1 方 針

地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、必要な事業の実施その他の予防対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、建設部、みどり共創部

山形河川国道事務所、新庄河川事務所、山形森林管理署

総合支庁

西村山地方森林組合

3 現 況

(1) 本町の概要

本町は、土砂災害警戒区域や山腹崩壊区域などの災害危険区域箇所に多数指定されており、土砂災害の未然防止と被害の軽減を中心とした防災対策は重要な課題である。

(2) 危険区域の状況

本町の土砂災害警戒区域は、「5 資料編」のとおりである。

4 対策の内容

(1) 土砂災害予防体制の強化

① 危険区域の実態調査及びパトロールの強化

町は、斜面崩壊等に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握するものとし、特に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律や土砂災害防止法等の法令により指定された土砂災害警戒区域については重点的に実態を調査し、長雨、豪雨等が予想される場合は、土砂災害警戒区域を関係機関と協力し随時パトロールするものとする。

② 所有者等に対する防災措置の指導

町は、被害発生が予想される箇所については、必要に応じ、土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導するものとする。

また当該地区の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、予め注意を喚起するものとする。

③ 避難行動要支援者関連施設対策

町は、土砂災害警戒区域内等に立地している避難行動要支援者関連施設について、県及び関係機関と協力して土砂災害に関する情報等を施設管理者等に周知するとともに、避難確保計画の作成と避難訓練を実施し、警戒避難体制の確立に努める。また、県に対し土砂災害防止事業の早期実施を要請するものとする。

(2) 土砂災害対策保全事業の推進

① 地すべり災害予防事業

県は、地すべり防止区域において、地すべりによる災害を防止するため、災害の発生を助長等する行為を制限するとともに、国、町と連絡を密にし、地すべり防止工事を推進す

るものとする。

② 急傾斜地崩壊災害予防事業

県は、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ崩れ等による災害を防止するため、災害の発生を助長する行為を制限するとともに、国、町と連絡を密にし、急傾斜地崩壊防止工事を推進するものとする。

③ 土石流災害予防事業

県は、砂防指定地において、土石流による災害を防止するため、災害の発生を助長する行為等を制限するとともに、国、町と連絡を密にし、砂防えん堤工、流路工、床固工等の砂防事業を推進するものとする。

④ 山地災害予防事業

町は、山腹崩壊、土砂流出等による山地災害の防止を図るため、国、県と連絡を密にし、山地治山、総合治山、保安林整備等の治山対策事業を推進するものとする。

(3) 土砂災害等危険住宅移転促進事業の推進

町は、土砂災害特別警戒区域内にある住宅については、がけ崩れ等の災害から住民を守るため、がけ地近接等危険住宅移転事業制度等により、安全な地域への移転を促進するものとする。

5 資料編

災害危険箇所

(資料編 227 頁)

第 2 章 予防対策事業

第 1 節 防災業務施設等整備対策

1 方 針

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災業務施設等の整備推進に必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、建設部

山形河川国道事務所

総合支庁

消防署

東日本電信電話(株)山形支店

3 対策の内容

(1) 気象観測体制の整備

自然災害を未然に防止するために、各関係機関は連絡を密にし、気象情報の把握に努めるほか、本町においても気象用観測施設の整備促進を図るものとする。

西川町内の気象観測施設は、「4 資料編」のとおりである。

(2) 消防施設の整備

町は、消防施設整備計画に基づき、消防機械、消防水利等の消防施設の計画的な整備充実を図るものとする。

西川町消防施設整備計画は、「4 資料編」のとおりである。

(3) 通信施設の整備

① 西川町防災行政無線及びタブレットの充実

町は、現行の同報系防災行政無線及びタブレットの有効活用を図り、災害対策の効果を十分発揮できる体制を確立するものとする。

② 防災関係機関は、無線通信施設について、施設の整備とその効果的運用を図る。

(4) 災害対策用ヘリポートの整備

町は、人命救助及び救援物資の輸送等迅速な災害救助を実施するため、災害対策用ヘリポートの整備充実を図る。

西川町災害対策用臨時ヘリポートは、「4 資料編」のとおりである。

4 資料編

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 西川町雨量観測所設置場所一覧 | (資料編 95 頁) |
| (2) 西川町消防計画 | (資料編 193 頁) |
| (3) 西川町消防水利の整備状況 | (資料編 353 頁) |
| (4) 災害対策用臨時ヘリポート及び設置基準 | (資料編 258 頁) |

第 2 節 建造物災害予防計画

1 計画の方針

災害による建造物の被害の未然防止と被害の軽減を図るため、必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部

各施設管理者

3 対策の内容

(1) 防災の拠点となる建築物の災害予防

ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

- a 災害対策本部が設置される施設
- b 医療救護活動に従事する機関の施設
- c 応急対策活動に従事する機関の施設
- d 避難受入れ施設
- e 社会福祉施設等

イ 防災対策の実施

- a 飲料水の基本水量の確保
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 配管設備類の耐震性耐久性の強化
- d 防災施設の充実、他

ウ 耐震性の高い施設整備

町は、防災上必要な建築物と位置づける公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年）」及び「官公庁の総合耐震診断・改修基準」を参考に、「西川町耐震改修促進計画（平成 22 年 8 月策定、令和 4 年 9 月改定）」に基づき、耐震性を強化した施設づくりに努めるものとする。

エ 維持管理の充実

町及び各施設管理者は、法令点検等の台帳整備を図り、防災関係図及び維持管理の手引き等を整理し、日常点検の励行に努めるとともに、建設当時の設計図面等の整理保管を行うものとする。

オ 建物以外の施設の補強及び整備

a 落下・倒壊のおそれのある物件等の補強

町及び各施設管理者は、落下・倒壊のおそれのある物件等（道路標識、電柱、国旗掲揚塔、バックネット、ブロック塀等）の安全度を常時確認し、危険と認められるものは補強工事を実施するものとする。

b 飛散しやすい機器等の格納、固定化

町及び各施設管理者は、飛散しやすい機器、器具等については、常時格納、固定できるようにしておくものとする。

(2) 一般建築物等の災害予防

地震に対する民間の建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等との連携を図りながら次の対策を計画的に講ずるものとする。

ア 新耐震設計基準施行（昭和56年）以前に建築された住宅・建築物については、耐震診断の実施、改修の啓発・指導を行うものとする。

イ 地震時に建築物の窓ガラスや看板等の落下物による災害を防止するため、避難路に面する建築物の管理者等に対し、安全確保について啓発・指導を行うものとする。

ウ 地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊等を防止するため、避難路・避難所、並びに通学路を中心にブロック塀の所有者に対し、安全確保の啓発・指導を行うものとする。

エ 各種の自動販売機は、現在ではほとんど設置場所に固定されているが、単なるコンクリートへのボルト止め程度では必ずしも安全とはいえず、補強が必要である。このため、今後、関係機関と連携して、町内の通学路、避難所に至る道路に面した物件を主な対象とする個別調査を実施し、必要な予防対策を講ずるものとする。

(3) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防

旅館、レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する建築物は、災害発生時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(2)の一般建築物等の災害予防に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導するものとする。

ア 災害発生時における混乱防止のため、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制整備

ウ 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練

エ 災害発生時利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

(4) 被災建築物応急危険度判定体制の確立

地震等により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、地域住民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定士による応急危険度判定が実施できるよう、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定めた「被災建築物応急危険度判定要綱」の規定事項のうち、7つのマニュアルに基づき、体制の確立に努めるものとする。

(5) 被災宅地危険度判定の確立

大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、地域住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士による危険度判定が実施できるよう、前項同様に被災宅地危険度判定体制の確立に努めるものとする。

第3節 交通計画

1 計画の方針

災害時における交通途絶防止及び安全の確保を図るため、必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部、みどり共創部
山形河川国道事務所
高速道路山形管理事務所
総合支庁

3 対策の内容

(1) 道路の危険箇所の指定と見直し

豪雨、融雪、震災等により道路の損壊の被害が予想される危険箇所の指定、見直しを行うとともに、交通途絶防止工事の推進を図るなどの対策を実施するものとする。

(2) 道路施設災害防止対策事業の推進

災害の発生により、山形県県土整備部において指定している「山形県緊急輸送道路ネットワーク計画」を基本とし、地域住民に対する影響力が大きい国道、主要地方道、一般県道等の道路施設の整備を推進し、事故の未然防止を図るものとする。

(3) 道路の耐震性耐久性強化

地震災害の軽減の重要な柱として、道路の耐震基準の強化を踏まえた道路の整備に努めるものとする。

ア 幹線道路の整備

国道及び県道の管理者は、それぞれ耐震性の強化を促進するものとする。

イ 町道の整備

町道は地域の生活道路であると同時に、国道、県道等の幹線道路を補するものであるが、脆弱な区間が多く、地震による被害が多岐にわたることが予想されるため、重要な路線を最優先として、国、県道に準じた耐震点検調査を実施し、整備を進めるものとする。

ウ 農道の整備

農道は地域の生活道路としても使用されているため、地震による被害が予想される法面崩壊等について防止工の設置に努めるものとする。

エ 林道の整備

林道は地域間をつなぐ道路として主要道路の代替え路線の役割を果たしているため、災害に強い道路整備に努めるものとする。

オ 橋梁の整備

老朽橋については、架け替え、補強等を推進するとともに、既設橋梁の落橋防止対策を実施し、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障のないよう努めるものとする。

4 資料編

(1) 国道橋梁一覧

(資料編 273 頁)

- | | |
|------------|-------------|
| (2) 県道橋梁一覽 | (資料編 275 頁) |
| (3) 町道橋梁一覽 | (資料編 276 頁) |
| (4) 農道橋梁一覽 | (資料編 279 頁) |
| (5) 林道橋梁一覽 | (資料編 279 頁) |

第4節 上下水道施設災害予防計画

1 計画の方針

災害による水道関係施設及び下水道等関係施設の被害の未然防止と被害の軽減を図るため、必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

建設部

3 対策の内容

(1) 防災体制の整備

① 組織体制の確立

災害発生時に、上下水道施設の復旧に直ちに着手できる体制を整備するものとする。

② 応急対策マニュアルの整備

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急対策マニュアル及び手順書を整備するものとする。

③ 管理図面及び設備台帳等の整備

災害発生時、応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう各種図面及び設備台帳等を整備するものとする。

(2) 水道関係施設

① 施設

ア 浄水場及び配水池等

施設ごとの老朽度・耐震性を調査・診断を行い、計画的に施設の改良、修繕及び更新等の耐震化を推進するものとする。

イ 管路

計画的に老朽管路や石綿セメント管を耐震性のある管種に布設替えを行い、耐震化を推進し災害に強い管路整備を図るものとする。特に、基幹管路並びに町が指定する避難所に至る配水管を優先的に整備するものとする。

② 災害対策用資機材等の整備

ア 応急給水用資機材の整備

計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む）、給水タンク、浄水機及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努めるものとする。

イ 応急復旧用資機材の整備

計画的に応急復旧用資機材の整備に努め、備蓄状況を把握するものとする。

(3) 下水道等関係施設

① 処理施設及び管渠

公共下水道及び農業集落排水処理施設の長寿命化を図り、異常がある場合は早期に改良及び修繕を行うものとする。

② 業務継続計画(下水道 BCP)の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために業務継続計画を策定し、PDCA サイクルにより随時見直しに努めるものとする。

第 5 節 文化財保護対策

1 方 針

町民の貴重な財産である文化財を災害から守り、これらを後世に伝えるため、管理保護体制の確立、町民の防火思想と積極的に愛護精神の普及徹底を図る等の必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

生涯学習部

西川町消防団

3 現 況

(1) 本町の概要

現在、本町の指定文化財の数は国指定の重要文化財を含め 39 であるが、個人所有物がほとんどで、これまでは文化財の保存等に対する指導を重点的に行ってきた。今後は、保存のみにとどまらず、防災対策についても積極的に取り組む必要がある。

(2) 文化財の状況

本町の文化財は、「5 資料編」のとおりである。

4 対策の内容

(1) 文化財の管理保護体制

① 本町の文化財の中で、特に建造物、考古資料、典籍、天然記念物等の文化財は災害に対して極めて弱いため、防災対策が特に重要な課題である。従って、町教育委員会は、文化財保護条例に基づき、必要な勧告又は指示を行い、文化財の保護に努めるものとする。

② 文化財は、その管理者（所有者）が第一義的に保存、管理にあたるものであるが、町教育委員会は、国及び県指定の文化財が被害を受けた場合、県教育委員会に報告し、勧告又は指示を受けるものとする。

(2) 防火思想の普及等

町、町教育委員会及び消防署は、防火を中心として各種文化財の保護対策を推進するため、次に掲げる事項を実施し、町民に対する防火思想の普及徹底を図るものとする。

① 文化財に対する町民の防火思想と積極的な愛護精神の普及・徹底を図るための広報活動

② 所有者に対する指導と助言

(3) 文化財の防火対策

町、町教育委員会及び消防署は、文化財の所有者に対し、次の事項について防火対策の徹底を期するよう、その推進を図るものとする。

① 火災予防体制の確立

ア 防火管理体制の整備

イ 環境の整理整頓

ウ 火気の使用制限

エ 火災の早期発見と火災警戒の実施

オ 自衛消防組織の確立とその訓練

- カ 火災発生時にとるべき初期消火等の措置の徹底
- ② 防災施設の整備
 - ア 消火施設
消火器、簡易消火用具、屋内及び屋外消火栓等
 - イ 警報設備
自動火災報知設備、漏電火災警報器等
 - ウ その他の設備
避雷装置、消防用水等

5 資料編

- | | |
|----------|-------------|
| 国指定文化財一覧 | (資料編 354 頁) |
| 県指定天然記念物 | (資料編 354 頁) |
| 西川町文化財一覧 | (資料編 355 頁) |

第6節 危険物等保安対策

1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類等による災害を未然に防止するために必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

消防署

危険物施設の管理者

3 対策の内容

(1) 危険物保安対策

① 危険物施設の安全確保

消防署は、危険物施設が「消防法」に定められた技術上の基準に適合するよう立入検査を実施するとともに自主点検の励行を指導するものとする。

② 危険物運搬の保安

消防署は、危険物運搬車両の一斉検査を行い、危険物取扱者の同乗を徹底させるとともに、運搬容器の積載方法・運搬方法等が、法令で定められた基準に適合するように指導するものとする。

③ 危険物取扱者に対する保安教育

消防署は、危険物取扱者に対して保安教育を行い、危険物に関する知識技能の向上を図るとともに、危険物による災害の未然防止を強力に推進するものとする。

④ 防災資機材等の整備

消防署及び石油等危険物施設の所有者等は、流出油等の災害を予防するため、吸着マット、油処理等防災資機材の整備を図るものとする。

⑤ 防災訓練及び一般消費者への広報

防災関係機関及び関係事業所等は、防災訓練を計画的に実施するとともに、一般消費者に対し、保安意識の高揚を図るための広報活動を行うものとする。

(2) 高圧ガス保安対策

ガス販売事業者は、その販売施設について定期点検を実施し、技術基準に適合している状態に維持するとともに、非常時の緊急措置について、動員、出動、設備の応急修理及び関係機関との連絡方法も含め、日常の業務を通じた防災訓練を実施するものとする。

また、消費者に対して消費機器の取り扱い及び注意事項について周知を図るものとする。

(3) 火薬類保安対策

火薬類の貯蔵、消費を行う事業者は、定期的に保安検査を実施し、技術基準に適合している状態に維持するとともに、保安責任者及び従事者が安全に作業するための保安教育を実施し、自主保安体制の整備を図るものとする。

(4) 毒劇物保安対策

毒劇物営業者及び届出を要する毒劇物業務上取扱者は、毒劇物の貯蔵状況について定期的に保安検査を実施するとともに、事故発生時の毒劇物による危害防止に対応できるよう自主

保安体制の整備を図るものとする。

4 資料編

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 危険物貯蔵・取扱業者 | (資料編 268 頁) |
| (2) 液化石油ガス販売事業者一覧 | (資料編 271 頁) |
| (3) 火薬類貯蔵（火薬庫）施設 | (資料編 271 頁) |
| (4) 毒物劇物取扱業者 | (資料編 271 頁) |

第7節 火災予防計画

1 方針

火災の発生を未然に防止し、危害の軽減を図るため、必要な事業の実施その他の予防対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

消防署

西川町消防団

3 計画の内容

(1) 消防組織の強化

ア 町及び消防団は、火災予防、消火活動を果たす消防団の役割に鑑み、消防団員の資質向上並びに効率的配備による消防体制の整備を図るとともに、消防署との連携に基づいた地域消防活動により消防組織の強化と活性化を図る。

イ 火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火活動が最も重要であり、地域ぐるみの協力体制を必要とすることから、町、消防団及び消防署は、自主防災体制として自主防災組織の育成を促進し、組織単位の訓練を行い、家庭・地域等で活用できるよう指導するものとする。

ウ 消防署は、火災の発生を未然に防止するため、「消防法」で定める防火対象物に対し、防火管理者の選任について徹底するとともに、防火管理者に対し、消防計画書の作成及び消火、通報、避難訓練等の実施、消防用設備等の設置並びに維持管理を指導し、自主的な消防体制を樹立させるものとする。

(2) 消防力の強化

ア 町は、消防力の強化を図るため、西川町消防施設整備計画に基づき計画的に整備を推進するものとする。

イ 消防署は、各事業所等に対し、早期発見、初期消火及び人命の安全確保のため、建造物に係わる消火、警報、避難等の消防用設備の整備を行うよう指導するものとする。

(3) 火災予防対策

ア 予防査察指導の強化

消防署は、予防査察を計画的、継続的に実施するとともに、その結果を相互研究して査察指導の向上を図るものとする。

イ 警報発令時における火災予防対策

消防機関等は、異常気象状況下において警報が発令され、火災発生の危険が大きいと予測されたときは、消防団巡回、広報施設等を有効に活用し、火気使用制限、規制の広報に努めるとともに、住民に対する防火意識の高揚並びに出火防止の徹底に努めるものとする。

ウ 初期消火体制の確立

消防機関等は、あらゆる機会を通して一般家庭に対し、火災発生防止対策、住宅用火災警報器設置の促進、消火器具の整備と取扱方法及び初期消火活動の重要性について指導、広報に努めるものとする。

また、老人世帯への緊急通報システム及び消火器の設置促進を図るものとする。

エ 林野火災予防対策

消防機関等は、各地域の実態に即した林野火災の予防を図るため、啓蒙宣伝の充実強化、多発期における監視、巡視及び火入れに対する規制等の徹底、その他管理体制の確立、防火線、林道等の構築、保安及び消防用資機材の整備を図るものとする。

オ 車両火災予防対策

消防機関等は、車両火災未然防止のあらゆる機会をとらえ、啓蒙、宣伝、研修を行い、車両火災が発生した場合、早期通報、消火、処理等が的確に行われるよう指導し、車両火災に係わる人命救助、避難誘導、付近建物等への延焼防止、危険物対策を講じておくとともに車両への消火器設置指導を図るものとする。

カ 防火対象物の火災予防対策

消防署は、旅館、病院、学校等の多数の者が出入りする防火対象物の防火安全体制の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置を促進するとともに、防火体制を推進するものとする。

キ 漏電に係わる火災予防対策

消防機関等は、配電設備や需要家庭設備等について、山形県電気活用協議会の協力を得て、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について、啓蒙宣伝に努めるとともに、東北電力㈱及び山形県電気活用協議会の協力で講習会を実施し、災害防止に努めるものとする。

(4) 消防施設等の整備

ア 町は、西川町消防施設整備計画の定めるところにより、消防力の基準を満たすよう消防施設設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い、適切に使用できる状態を保つものとする。(消防力の基準：町の人口・面積・地域性を考慮した消防の人員、施設、車両の整備目標を定めた基準)

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災時に対応するため、防火水槽や耐震性防火水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努めるものとする。

イ 町は、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の確保のため、各種補助事業等を活用するものとする。

4 資料編

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 火災警報発令基準 | (資料編 95 頁) |
| (2) 西川町消防計画 | (資料編 193 頁) |
| (3) 西川町消防水利の整備状況 | (資料編 353 頁) |

第8節 雪害対策

1 方針

冬期間の積雪や、なだれ等の被害を防止するため必要な事業の施行、施設の整備その他の予防対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、企画財政部、健康福祉部、建設部、みどり共創部

総合支庁

山形河川国道事務所

東日本電信電話(株)山形支店

東北電力ネットワーク(株)天童電力センター

西村山地方森林組合

さがえ西村山農業協同組合

西川町雪対策会議

3 現況

(1) 本町の概要

本町の積雪は、年によって差はあるものの、平野部（海味地区）では例年100cm前後であるのに対し、山間部（大井沢、志津地区）では3m～6m前後と、平野部のほぼ3～6倍であり、なだれの警戒区域等も多い。

(2) なだれ等雪害危険箇所

県の一斉点検による本町のなだれ危険箇所は、「5資料編」のとおりである。

4 対策の内容

(1) 交通の確保

① 除雪体制の強化

国、県及び町は、冬期間における積雪から地域経済と住民生活の安定を図るため、各々の管理する道路の除排雪を実施して道路交通網の確保を図るとともに、除雪資機材の整備等除雪体制の強化に努めるものとする。

② 道路の雪害予防対策

国、県及び町は、各々の管理する防雪事業を積極的に推進し、特になだれ発生の恐れのある路線等を把握するとともに、防雪施設の整備点検に努めるものとする。

(2) 雪害防止対策

町は、山腹面に発生するなだれによる交通の途絶、道路の決壊、家屋の倒壊等を未然に防止するため、国、県と連絡を密にし、なだれ防止保安林の維持管理、なだれ防止林の造成、なだれ予防柵等施設の整備等を推進するものとする。

(3) 建物の雪害防止

町及び県は、建物の雪害防止のため、住宅や多人数を受入れる建築物の維持補修及び新築等に対する指導に努めるものとする。

(4) 電力の確保

東北電力ネットワーク(株)天童電力センターは、雪害による電線切断等の被害を防止するため、雪害対策工法の実施と降雪期前の巡回、点検整備を行い、雪害発生の防止に努めるものとする。

(5) 通信の確保

東日本電信電話(株)山形支店は、雪害による通信設備の被害を防止するため、雪害対策工法の実施と除雪期前の巡回、点検整備を行い、雪害発生の防止に努めるものとする。

(6) なだれ危険箇所の把握

防災関係機関は、雪害による被害から人命、住家、交通及びその他の関係施設を守るため、地形等を考慮したなだれ危険斜面又は地域等を把握し、その効果的な予防対策を実施するものとする。

(7) 農林作物被害予防対策

町、さがえ西村山農業協同組合、西村山地方森林組合及び関係団体は、気象情報等の情報交換を密にして、雪害による農林作物の被害の防止・軽減を図るものとする。

(8) 高齢者世帯に対する除雪援助

町は、高齢者世帯に対し、民生委員等による訪問を行い、住宅及び生活道路の除排雪にあたっては、相互扶助による組織的な取り組みを行うとともに、必要によっては、除雪業者や除雪ボランティアのあっせんを行うものとする。

(9) 雪下ろし等の事故防止の啓発

町は、県が発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、次のことについて、住民に対する啓発に努めるものとする。

ア こまめな雪下ろしの励行

イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

ウ 雪下ろし中の転落による事故防止

エ 家庭用除雪機による事故防止

オ 非常時における出入口の確保

(10) 危険家屋に対する助言・指導

町は、積雪による家屋倒壊により住民に危害を及ぼすような危険家屋の所有者に対し、除排雪の励行を勧めるとともに、将来にわたり使用しない危険家屋については解体をふくめた助言・指導を行うものとする。

5 資料編

(1) なだれ危険箇所

(資料編 244 頁)

第 9 節 防災訓練

1 方 針

災害発生時等において迅速かつ適切に災害応急対策活動を行うため、計画的な防災訓練の実施に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、健康福祉部、教育総務部

消防署

西川町消防団

町内事業所、自主防災組織

小中学校、病院、ケアハイツ西川

3 訓練の内容

(1) 基礎防災訓練の実施

① 火災防ぎょ訓練

西川町消防団は、強風下又は水利難等あらゆる状況下における火災に対処するため、建物火災、林野火災等を想定し、概ね年 1 回火災防ぎょ訓練を行うものとする。

実施時期・方法等は、西川町消防団の事業計画による。

② 避難訓練

ア 保育園・小中学校の管理者は、各々の計画により園児・児童生徒を対象に避難訓練を行うものとする。

イ 町内の関係事業所、施設の管理者は、各々の計画により避難訓練を行うものとする。

ウ 消防署は、町内の関係事業所、施設の管理者に対し、避難計画の樹立及び訓練の実施について指導協力を行うものとする。

③ 通信訓練

町は、災害時における通信の円滑な確保を図るため、県・町の防災行政無線のほか、防災関係機関の通信施設等により防災通信訓練を次のとおり実施する。

ア 気象通報、警報の通知伝達

イ 災害に関する情報の収集、伝達並びに被害状況の報告

ウ 住民に対する災害情報の広報

エ 停電時の非常事態等を考慮した訓練

(2) 総合防災訓練の実施

町は、災害時における防災活動の円滑化と関係機関相互の協力体制の強化及び地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災訓練を総合的に実施するものとする。

実施時期は、西川町消防団の事業計画による。

(3) 土砂災害に係る避難訓練の実施

第10節 防災知識の普及

1 方針

防災業務に従事する者及び地域住民が、迅速かつ適切に防災活動を行うため、防災知識の周知徹底に必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、健康福祉部、教育総務部、生涯学習部

消防署

西川町消防団

町内事業所、自主防災組織

3 対策の内容

(1) 防災教育の実施

① 防災業務に従事する者、地域住民及び事業所に対する教育

町及び関係機関・団体は、防災業務に従事する者及び地域住民に対し、各種研修会、講習会等を通じ防災教育を実施するものとする。

ア 教育の内容

- (ア) 気象予警報の種類と内容、被害情報等の連絡、避難方法等本計画の内容
- (イ) 町内で起こった過去の災害の紹介と、地震・風水害・大火等災害時における心得
- (ウ) 地震についての一般知識、地震に対する建物・ブロック塀の点検補強方法等地震対策に関する事項
- (エ) 危険区域及び避難場所、避難経路等を示したハザードマップの周知
- (オ) 避難所の開設・運営についての基本事項
- (カ) 自らの命は自らが守るという自助意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知
- (キ) その他、防災に関する事項

② 学校教育及び生涯学習

ア 学校教育

町教育委員会等は、児童・生徒に対し、教科指導、学級活動その他学校行事等あらゆる教育活動を通じ、地震・火災などに対する基礎的な防災知識の普及に努めるものとする。消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

イ 生涯学習

町教育委員会及び関係機関・団体は、生涯学習の拠点である公民館活動等を中心として、女性団体・PTA・青少年団体等を対象にした研修会を通じ、防災対策等に関する知識の普及啓蒙を図るものとする。

③ 要配慮者に対する教育

町及び関係機関・団体は、幼児・高齢者等のいわゆる要配慮者に対し、機会をとらえて地震・火災などに対する基礎的な防災知識の普及啓蒙を図るものとする。

④ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

旅館、レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動をとれるよう避難経路等の表示を行うものとする。

(2) 防災知識の広報

防災知識の普及は、ハザードマップを活用し、研修会、講習会及び広報等により実施するものとする。

防災に関する広報は、町、消防署及び西川町消防団の広報紙、広報車、防災行政無線、タブレットなどにより行うものとする。

特に春秋の火災予防運動期間、梅雨期、台風シーズン等は、広報車の巡回により重点的に広報するものとする。

第 11 節 自主防災組織の育成

1 方 針

災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民による自主的な防災組織の整備推進に必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

消防署

西川町消防団

町内事業所、自主防災組織

3 対策の内容

(1) 自主防災組織の整備

町は、災害対策基本法第 5 条第 2 項の規定及び山形県自主防災組織整備推進要綱に基づき、各地区の自治組織を単位として積極的に育成強化及び充実を図るとともに、災害時における自主活動を実践するため、次の事項を実施するものとする。

- ① 自主防災組織の育成
- ② リーダーの養成
- ③ 自主防災組織の規約策定の指導
- ④ 自主防災組織の地区防災計画作成の指導
- ⑤ 自主防災組織の編成の指導
- ⑥ 防災資機材の整備支援

山形県自主防災組織整備推進要綱は、「4 資料編」のとおりである。

(2) 地区防災計画の策定

自主防災組織は、災害の発生に備えるための必要な活動や役割について、地区防災計画を策定するものとする。町防災会議は、自主防災組織から地区防災計画の提案が行われたときは、必要があると思われる場合、本計画に定めるものとする。

(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織の平常時及び災害時における活動は次のとおりとする。

- ① 平常時の活動
 - ア 防災知識の普及
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備、器具等の点検
 - エ 警戒区域等の点検・調査
 - オ 防災資機材の点検・整備
 - カ 在宅の避難行動要支援者の把握・対応
- ② 災害時の活動
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止、初期消火活動
 - ウ 地域住民の安否確認

- エ 避難誘導活動
- オ 救出救護活動
- カ 避難生活の指導、避難所運営への協力
- キ 給食給水活動
- ク 避難行動要支援者に対する避難ほう助活動

(4) 訓練時の災害補償

町は、自主防災組織の防火・防災訓練時における負傷者等に対して災害補償を行うものとする。

4 資料編

- (1) 山形県自主防災組織整備推進要綱 (資料編 43 頁)

第12節 消防団活性化

1 方針

消防団において団員の減少傾向に加えて、高齢化、町外通勤など、サラリーマン化の問題が生じているため、消防団員の活性化を図るに必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

西川町消防団

3 対策の内容

町及び西川町消防団は、消防団の活性化を図るために、次の対策を講じるものとする。

実施方法等については、西川町消防団の事業計画による。

(1) 消防団員の資質の向上対策

- ① 団員募集方法の多様化に関する事業
- ② 若手リーダーの育成事業
- ③ 体力練成事業
- ④ 健康管理事業

(2) 消防団の施設、装備の強化対策

西川町消防施設整備計画に基づき、国庫補助制度等を有効に活用し、その強化、近代化を図る。

西川町消防施設整備計画は、「4資料編」のとおりである。

(3) 消防団の社会的地位向上と地域住民の理解と協力を得るための対策

- ① 広報紙等作成事業
- ② 消防団に関するポスター、作文、標語、写真の募集、掲示事業
- ③ 消防演習、防災訓練、防火キャラバン等の開催事業
- ④ 地元イベントに参加し、デモンストレーションを行う事業
- ⑤ 一日消防体験事業
- ⑥ 西川町消防団協力事業所表示制度等、消防団員の勤務する事業所等に対する協力要請事業

(4) 高齢化社会に対応した消防団活動の推進対策

- ① 消防団活性化プロジェクトチームの立ち上げ
- ② 高齢者の防火意識の高揚
- ③ 自主防災組織等への防火指導

(5) 消防団員の処遇改善対策

- ① 報酬、出動手当の改善
- ② 公務災害補償の充実
- ③ 退職報償金制度の充実
- ④ 制服等の支給改善、装備の充実

4 資料編

(1) 西川町消防計画

(資料編 193 頁)

第13節 食料、飲料水及び生活必需品等物資の確保計画

1 計画の方針

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、必要な食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄、調達に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、みどり共創部、商工観光部、健康福祉部、建設部

3 計画の内容

(1) 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

① 食料の備蓄並びに調達体制の整備

ア 備蓄の計画的な実施

町は、住民が各家庭や職場で平常時から食料を備蓄するよう、啓発に努めるものとする。また、住民の備蓄の補完及び災害救助従事者に係わる食料について、町の備蓄及び流通備蓄を基本とし、想定避難者や要配慮者に考慮して分散型の公的備蓄を行うものとする。備蓄対象とする主な品名は次のとおりとする。

a 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀、乳児用調製粉乳等の主食

b 即席めん、味噌、醤油、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 調達体制の整備

災害時に食料の調達ができるよう、生産者、さがえ西村山農業協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び優先供給協定を締結する等、供給体制の整備を図るものとする。

ウ 輸送体制の整備

生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、備蓄並びに調達を行う食料の輸送に関して、業者と協定を締結する等、体制を整備するものとする。

エ 集積地

食料の集積地は指定避難所とするものとする。

② 飲料水の備蓄並びに調達体制の整備

ア 備蓄水量の目安等

食料及び生活必需品と同様の方法により、1人1日3ℓを目安とし備蓄を行うものとする。

イ 給水体制の整備

運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車による運搬給水に必要な体制を整備するものとする。

③ 生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

ア 生活必需品等の備蓄

被災者のための生活必需品等の備蓄を計画的に行うものとする。備蓄対象とする品目は次のとおりとする。なお、高齢者や乳幼児へのきめ細かなニーズにも配慮することとする。

区 分	品 目
寝 具	毛布 ほか
外 衣 ・ 肌 着	下着 ほか
身 の 回 り 品	タオル ほか
炊 事 用 具 ・ 食 器	ほ乳瓶 ほか
日 用 品	トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ ほか
光 熱 材 料 等	発電機、コンロ、懐中電灯、乾電池、暖房器具 ほか

イ 調達体制の整備

災害時に生活必需品等の調達ができるよう、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び優先供給協定を締結する等、供給体制の整備を図るものとする。

ウ 輸送体制の整備

生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、備蓄並びに調達を行う生活必需品等の輸送に関して、業者と協定を締結する等、体制を整備するものとする。

エ 備蓄場所

食料の集積地に準ずるものとする。

④ 燃料の調達体制の整備

災害時に燃料の調達ができるよう、販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と燃料調達に関する契約及び優先供給協定を締結する等、供給体制の整備を図るものとする。

(2) 防災用資機材等の備蓄

災害の拡大を防ぎ、また、発生後速やかに救助活動を行えるよう、土のうやスコップ等防災用資機材について備蓄し、加えて自主防災組織や行政区単位での備蓄を進めるものとする。

(3) 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

災害時に医療及び助産活動が円滑に行われるよう、医療救護資器材、医薬品の備蓄を行うものとする。調達に際しては、医薬品卸売業者との「協定備蓄」契約を行うとともに、県等関係機関と十分協議し、調達体制の整備を行うものとする。

(4) 防疫資器材等の備蓄・調達

災害時における防疫及び保健衛生対策を円滑に進めるため、防疫及び保健衛生資器材の備蓄を行うものとする。

4 資料編

- (1) 応急給水補給水利施設 (資料編 262 頁)
- (2) 応急給水資機材 (資料編 262 頁)

第14節 災害ボランティア受入体制整備計画

1 計画の方針

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を図り、相互協力のシステムを構築し、受入体制の整備に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

健康福祉部

西川町社会福祉協議会

3 計画の内容

(1) 受入体制の整備

災害時におけるボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、日本赤十字社その他のボランティア関係機関・団体と連携し、協力体制等を整備しておくものとする。また、活動従事希望者とボランティアを求める分野とをつなぐボランティア・コーディネーターの養成を促進するとともに、その広域的な組織化に努めるものとする。さらに、受入れ窓口を整備しておくものとする。

- ① ボランティアセンター設営マニュアルの作成
- ② 設営訓練の実施
- ③ 設営に必要な資機材の充実

(2) 災害ボランティアの登録

災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から災害ボランティアの登録について検討するものとする。

第 15 節 避難行動要支援者の安全確保計画

1 計画の方針

障がい者、高齢者、傷病者、乳幼児、外国人等の避難行動要支援者は、災害の認識や情報の受理、自力避難等が困難な状況にあるため、近隣住民をはじめとした地域社会で避難行動要支援者を支援する体制づくりを関係機関等と協力して推進し、災害時における避難行動要支援者の安全確保を図るため、必要な対策について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、健康福祉部
 社会福祉施設管理者
 西川町社会福祉協議会
 消防署
 西川町消防団

3 計画の内容

(1) 在宅の避難行動要支援者対策の推進

ア 地域コミュニティの形成等

a 住民相互支援活動への支援

迅速な避難行動ができない避難行動要支援者を災害から守るには、地域社会の人々がお互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、それには在宅の避難行動要支援者救済の基盤となる地域コミュニティの形成が欠かせない。このため、町、社会福祉協議会、老人クラブ、女性団体等による在宅の高齢者、障がい者等に対する声かけ運動や安否確認などの住民相互支援活動への援助に努めるものとする。

b 避難行動要支援者の実態把握

障がい者、高齢者等自力避難の困難な者、乳幼児、外国人等、災害時に特別な配慮が必要な者の実態把握に努めるものとする。実態把握にあたっては、民生委員等と十分連絡をとりプライバシーに配慮し、本人・家族の同意を得て行うものとする。

c 日常的な安否確認

消防署・警察等と情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。さらに、必要に応じて要救護者に保健師、ホームヘルパー等を派遣し、日常的な安否確認に努めるとともに、民生委員等と協力して避難行動要支援者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するものとする。

イ 避難行動要支援者の実態把握

障がい者、高齢者、外国人等、災害時に特別な配慮が必要な者の実態把握に努めるとともに、避難支援等を必要とする者を登録した名簿「避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）」を作成するものとする。また、作成後も登録者及び内容を適宜更新する。

a 名簿の記載事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別

- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

b 名簿の登録対象者

名簿登録対象者は、次のいずれかに該当する者で、災害時の避難支援等を希望する者とする。

① 高齢者等

㊦ 要介護高齢者等

介護保険の「要介護3」以上の者

㊧ 一人暮らし高齢者

満65歳以上で一人暮らしの者

㊨ 高齢者世帯

満65歳以上の者のみで構成される世帯

② 障がい者

㊦ 身体障がい者

身体障がい者障がい程度等級表の「体幹・上下肢の障がい1～2級」及び「視覚・聴覚の障がい1～2級」の者

㊧ 知的障がい者

療育手帳を所持する者

㊨ 精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳を所持する者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者

③ 日本語に不慣れな外国人

本町の外国人登録原票に登録されている者で、日本語に不慣れな外国人

④ その他町長が必要と認める者

c 平常時における名簿の外部提供及び漏えい防止等

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を消防署、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、区（地区会）及び町内会等の避難支援等関係者に提供するものとする。なお、提供にあたっては、名簿情報の漏えい防止及び本人及び第三者の権利利益を保護するために、以下の必要な措置を講ずるように指導するものとする。

① 名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援以外等の目的には使用しないこと

② 法に基づき避難支援等関係者に秘密保持義務が課せられていることを説明すること

③ 名簿の保管にあたっては、施錠可能な場所とすること

④ 名簿を必要以上に複製しないこと

ウ 住宅の安全化

障がい者、高齢者等の住宅で、老朽化や構造上の強度不足により災害発生時に倒壊の危険性のある住宅や、室内の段差等、避難時に障害となるものが多い住宅について、住宅改造の低利融資等に努めるなど、住宅の安全性向上を図るものとする。

エ 情報伝達・避難誘導體制の整備

a 近隣住民の協力促進

災害発生直後の避難行動要支援者への情報伝達・避難誘導等は、近隣住民に、その大きな役割があると考えられることから、民生委員及び町内会長と協力し、避難行動要支援者と近隣住民の共助意識の向上に努めるものとする。

b 情報伝達機器の整備

避難行動要支援者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル発信機等の給付に努めるとともに、外出中の避難行動要支援者の避難を容易にするため、不特定多数の人が集まる場所に避難所への誘導標識等の設置に努めるものとする。

オ 防災教育・防災訓練の実施

避難行動要支援者向けパンフレット・リーフレット等により、災害時の適切な行動についての災害教育に努めるとともに、一般住民に対しても、身近な避難行動要支援者への災害時の支援についてパンフレット等により普及啓発に努めるものとする。また、避難行動要支援者の避難等について訓練するため、地域の自主防災組織と合同の防災訓練の実施を行うものとする。

カ 防災資器材等の整備

実情に応じて、避難行動要支援者の家庭や地域の自主防災組織に対し、移動用の担架やヘルメット、常備薬、貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資器材等の整備に努めるものとする。

キ 福祉避難所の確保

避難行動要支援者の中には、通常の避難所での共同生活が困難な者も出てくることが想定されるため、これらの者に配慮した福祉避難所を確保するものとする。

(2) 社会福祉施設等における安全対策の推進

ア 防災設備の充実

社会福祉施設等の利用者の大半は、寝たきり高齢者や障がい者、傷病者、乳幼児等の、いわゆる避難行動要支援者であることから、施設自体の災害に対する安全性を高めるために、耐震性耐火性の確保に特に配慮するよう指導するものとする。

また、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置の設置についても、促進を図るものとする。

イ 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ適切な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整備し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、平常時から関係機関と連携を図るとともに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等と連絡を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られる体制づくりに努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時に切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、それぞれの施設の構造や利用者の実

態に応じた防災訓練を定期的を実施するものとする。特に、自力避難困難な者が利用している施設においては、職員が手薄になる夜間における防災訓練の実施についても配慮するものとする。

エ 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備えるため、3日分の食料品・飲料水、生活必需品等の備蓄並びに防災資器材等の整備に努めるものとする。

オ 被災者の受入

被災地に隣接する地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、スペースに余裕がある場合には、被災者の受け入れを行うものとし、受け入れにあたっては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先するものとする。このため、近隣の施設等と連携のもとに、日頃から受け入れ可能な余裕スペースの確認に努めるものとする。

(3) 外国人の安全確保対策

外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないため、町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、外国語の併記標示等の設置に努めるとともに、避難用の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練を実施するものとする。

第16節 避難体制整備計画

1 計画の方針

大規模な災害時に、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるため、避難体制の整備に必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、教育総務部、健康福祉部、医療部
生涯学習部
旅館等公共的施設管理者

3 計画の内容

(1) 避難地等の指定及び事前周知

洪水、地震、大規模火災、がけ崩れ、土石流及び地すべりにより大規模な災害が発生し、地域住民が住家の倒壊等により生活の本拠を失い、避難が長期にわたる場合を想定し、公民館、学校、グラウンド等の公共施設等を対象に、事前にその管理者（設置者）の同意を得たうえで避難地（所）として指定し、住民に周知徹底を図るものとする。

ア 避難地（所）等の指定の留意点

- a 住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するものとする。また、一旦避難した避難地等に更に危険が迫った場合に、他の避難地等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・ヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域に設定するものとする。

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

- (ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。
- (イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。
- (ウ) 避難の際には、発生するおそれのある特定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。
- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は、住民等に対し、あらかじめ避難所の運営のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

- b 発生が想定される避難者をすべて受け入れられる面積を確保するものとする。また、スキー場等観光客の多い地域では、これらの観光客の受け入れも考慮して避難地（所）等を整備するものとする。

《参考》

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難地で1～2㎡/人程度、避難所で3㎡/人程度が目安とされている。

- c 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。避難所は十分な耐震強度を確保するものとする。
- d グラウンド・公園等の避難地（所）等の指定にあたっては、火災の輻射熱を考慮した

広さを確保するものとする。

- e 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮するものとする。
- f 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備をあらかじめ整備するものとする。
- g 人員、物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めるものとする。
- h 避難所においては、停電、断水、ガスの供給停止及び電話の不通等の事態に備え、必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、避難者の長期滞在に備え、必要な環境整備に努めるものとする。
- i 避難所の鍵をあらかじめ近隣の住民に保管してもらうなど避難開始時に直ちに開設できるようにするものとする。
- j 指定避難所の収容能力の限界を想定し、あらかじめ臨時避難所を確保しておくものとする。
- K 感染症対策を行うものとする。

イ 避難路の安全確保の留意点

- a 避難地（所）等に至る主な経路となることが予想される複数の道路については、十分な幅員の確保と延焼防止、崖崩れ防止等のための施設の整備に努めるものとする。
- b 地区内及びその他の道路についても、道路に面する家屋や構築物等が災害発生時の避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知するものとする。

ウ 避難地及び避難方法の事前周知

避難地（所）等を指定した場合は、次の方法により、住民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図るものとする。

- a 避難誘導標識、避難地（所）案内板等の設置
- b 広報紙、タブレット、チラシ配布
- c 防災訓練等の実施
- d ハザードマップの作成

ハザードマップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

- e ハザードマップの配布
- f ホームページでの掲載

エ 公共用地の活用

避難場所、避難施設など公共用地の有効活用を図るものとする。

(2) 避難地（所）及び避難路の整備

避難地（所）及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努めるものとする。

- ア 避難地（所）及び避難路の耐震化
- イ 断水時でも使用可能な仮設トイレ、非常用電源設備を備えた構内放送、照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な通信機器の整備
- ウ 給水用資機材、炊出し用具（燃料）及び毛布等の生活必需品のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備
- エ 避難行動要支援者及び外国人に配慮した避難地等への誘導標識の整備と避難施設の環境整備

(3) 避難誘導體制の整備

避難指示等を発令した場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備するものとする。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるものとする。

(4) 防災上重要な施設等の避難計画

ア 多数の避難行動要支援者が利用する施設

保育園、学校、病院及び社会福祉施設の管理者は、次の事項を考慮しあらかじめ避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図るものとする。

- a 地域の実情に応じた避難場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法
- b 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法、消防団及び事業所などの協力体制
- c 集団的に避難する場合の避難場所の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法
- d 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

イ 不特定多数の者が利用する施設

旅館その他不特定多数の者が利用する施設の設置者（管理者）は、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定して従業員等に周知徹底を図るものとする。

- a 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- b 利用者の施設外への安全な避難誘導
- c 避難場所に係る関係機関等との事前調整

(5) 福祉避難所の指定

避難行動要支援者を避難させるために、福祉避難所を指定するものとする。指定にあたっては、介助員等の人材の確保や避難行動要支援者に配慮した必要な設備について留意するものとする。

(6) 避難情報発令体制の整備

住民が迅速かつ的確に避難できるよう避難指示等の発令についての基準を定めるものとする。

(7) 避難タイミングの明確化

住民の避難行動等を支援するため、5段階警戒レベルでの防災情報について周知し、情報提供するものとする。

4 資料編

- (1) 第一次避難場所 (資料 257 頁)
- (2) 避難所開設場所 (資料 257 頁)

第17節 救助体制整備計画

1 計画の方針

大規模な災害時において、家屋等の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の要救助者を迅速かつ適切に救出・救助するため、その救助活動体制の整備に必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部

消防署

警察

西川町消防団

3 計画の内容

(1) 情報収集及び伝達体制の確立

要救助者を迅速かつ適切に救助するため、平常時より防災関係機関と情報の収集及び伝達体制を確立するとともに、公衆通信網等が途断えた場合に備え、衛星携帯電話や防災行政無線などの通信の確保体制を整備するものとする。

(2) 住民に対する防災意識の啓蒙

地域住民を対象に救助訓練、応急手当の普及啓発活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図るものとする。

(3) 救助活動における交通確保

消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、要救助者を迅速かつ適切に救助するため、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策について、警察及び道路管理者と協議し、定めておくものとする。

(4) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ適切に医療機関に搬送するため、緊急患者受入れの確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し、定めておくものとする。

(5) 防災用資機材等の整備

大規模な災害の発生により、要救助者を迅速に救助するため、消防団、地域の防災拠点や指定避難所等にハンマー、ジャッキ及び無線機器等の救助用資機材等の整備を図るとともに、地元業者等から救助に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 資料編

(1) 救出に必要な機械等の調達先

(資料編 272 頁)

第18節 医療救護体制整備計画

1 計画の方針

災害発生時の傷病者に対して適切な医療を提供するため、必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

健康福祉部、医療部

寒河江市西村山郡医師会

3 計画の内容

(1) 医療関係施設等の整備

町及び医療機関は、災害時に医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設及び設備等の整備を図るものとする。

(2) 医療救護所の確保

医療救護所の設置予定場所を平常時より選定しておくものとする。選定にあたっては、安全性を考慮し設置するものとし、災害現場又は負傷者の輸送に支障のない場所、施設を選定して実施するものとする。医療救護所の設置予定場所について、その旨を住民に周知するものとする。

ア 救護所の予定設置場所、施設

- a 小学校、中学校、町民体育館分館
- b 地区公民館
- c 公園、グラウンド
- d 避難指定場所
- e 災害現場
- f その他

(3) 医療救護活動の整備

町は、大規模な災害に伴う多数の傷病者に備え、西川町立病院、寒河江市西村山郡医師会、関係団体・機関等の協力を得て、医療救護班の派遣・受入体制の整備を図るものとする。

(4) 医療資器材等の確保

医療活動に必要な医薬品、医療資器材を確保するため、西川町立病院・寒河江市西村山郡医師会及び関係業者と連携し、供給支援体制の整備を図るものとする。また、不足するおそれのある輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部と連携し、確保する体制を整備するものとする。

(5) 住民の自主救護能力の向上

住民の自主救護能力を向上させるため、応急救護知識及び技術の普及活動の推進を図るものとする。

4 資料編

- (1) 医療機関一覧 (資料編 259 頁)
- (2) 医薬品等調達先 (資料編 265 頁)

第 19 節 輸送体制整備計画

1 計画の方針

災害発生時において人命の救助、生活物資及び資機材等の緊急輸送を円滑に実施するため、必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、建設部

3 計画の内容

(1) 緊急輸送・避難道路の指定

ア 緊急輸送・避難道路の指定

災害時に住民の避難及び応急物資の輸送が円滑に行われるよう、次の道路を緊急輸送・避難道路として指定し、優先道路とするものとする。

a 山形自動車道

b 国道 112 号

c 主要地方道 寒河江西川線

d " 大江西川線

e " 貫見間沢線

f 一般県道 岩根沢綱取線

g " 月山志津線

h a～g に接続し、また集落内の幹線を形成する主要町道

イ 緊急輸送道路確保体制の整備

発災後直ちに緊急輸送道路を確保できるよう体制を事前に準備しておくものとし、障害物の除去、応急復旧なくしては、緊急輸送道路は機能しないため、緊急輸送道路沿線に位置する重機を保有する事業所に対して、発災後直ちに自主的にこれらの活動に従事するよう協定を締結する等、体制の整備に努めるものとする。

(2) 緊急輸送車両等の確保充実

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を確保するため、運輸業者等と協定を締結する等、体制の整備に努めるものとする。また、水害に備え救助用ボートの確保を図るものとする。

(3) 緊急通行車両の事前届出

災害時における円滑な応急対策活動の実施に資するため、緊急通行車両であることの確認について、山形県公安委員会に事前届出を行うものとする。

(4) 集積配分拠点の環境整備

物資輸送を円滑に実施するため、集積配分拠点において、運送事業者等と連携して次の環境整備を図るものとする。

ア 物資の調達・輸送に必要な項目の発注方法の標準化

イ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進

ウ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給

(5) 一時集積配分拠点候補地の選定

被災地への物資の輸送を円滑に実施するため、地域の社会的、地理的状況、地震による被害想定及び避難所の配置状況等を考慮し、一時集積配分拠点の候補地を当該施設の管理者と協議のうえ、あらかじめ選定するものとする。

(6) 災害対策用臨時ヘリポートの整備

人命の救助及び物資等の輸送が迅速に行われるよう、災害対策用臨時ヘリポートの整備を図るものとする。

4 資料編

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 町有車両一覧 | (資料編 266 頁) |
| (2) 災害対策用臨時ヘリポート及び設置基準 | (資料編 258 頁) |

第20節 孤立集落対策計画

1 計画の方針

中山間地域など、地震の際、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、防災体制の整備をはかるため、必要な対策に関する計画について定めるものとする。

2 主な実施機関

総務部、健康福祉部、医療部、建設部

3 対策の内容

(1) 計画の体系及び内容

ア 防災資機材等の整備

a 通信手段の確保

集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、町、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備の整備に努めるものとする。

b 食料等の備蓄

集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料備蓄を呼びかけるものとする。

c 避難所の確保

土砂災害警戒区域等における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ住民に対し、周知するものとする。

d 防災資機材の整備

発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材などの確保に努めるものとする。

e ヘリ離着陸可能な場所の確保

負傷者や食料等の搬送、住民の避難など、こうした緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知するものとする。

イ 防災体制の整備

a 自主防災組織の育成等

住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進するものとする。

b 応援体制の整備

集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備するものとする。

4 資料編

(1) 孤立する可能性のある集落一覧

(資料編 253 頁)